

## 西宮市ふるさと納税返礼品募集要項

### 1. 主 旨

西宮市（以下「本市」という。）では、ふるさと納税として本市に寄附を行っていただいた方に対し、お礼の品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者及び返礼品を募集する。

### 2. 応募資格

- (1) 各種法令を遵守し、事業を行っていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 原則として、本社、支店、事業所、工場又は店舗等が本市内にある法人若しくは団体又は個人事業者（以下「事業者等」という。）であること。ただし、提供する返礼品について本市との関連性を市長が特に認める場合は、市外の事業者等も可能とする。
- (4) 西宮市指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、同基準に掲げる指名停止の要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (5) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (6) 返礼品の提供にかかる問い合わせ、苦情、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む。）等に対して、責任・誠意をもって対応し、また、その対応等について、本市へ報告すること。
- (7) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、業務代行事業者との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。
- (8) 各事業者等が取り扱う食品の流通、消費の実態等に応じ、自らの表示に対する責任を果たせるよう、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類を整備し、合理的と考えられる期間保存すること。
- (9) 自社の広告媒体等を通じて、本市の返礼品を強調した広告宣伝を行わないこと。
- (10) ふるさと納税制度を理解し、適切な制度運営のために本市及び業務代行事業者の指示等に適切に対応できること。
- (11) 応募資格確認に関する調査及び適正な事業実施を確保するため本市が行う調査・確認に応じること。

※ただし、上記の要件を全て満たしている場合であっても、総合的に判断して、本市が返礼品を提供する事業者等として適切でないと思えた場合は、登録できません。

### 3. 返礼品の要件

- (1) 本市の魅力を発信する本市の返礼品としてふさわしいものであること。
- (2) 令和6年6月28日付け総務市第67号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」により通知された「4. 地場産品基準（告示第5条関係）（1）（2）」や改正後の総務省告示第179号第5条等を遵守し、ふるさと納税の返礼品としての基準を満たしたものであること。ただし、募集要項施行後に関係省庁から法令や地場産品基準（以下、法令等とする）の改正の

通知があった場合、改正後の法令等を遵守すること。

- (3) 地場産品基準第1号又は第3号に該当しない但馬牛又は神戸ビーフの精肉を返礼品として申請する場合は「兵庫県ふるさと納税地域資源認定の運用ルール」に則った運用を行い、本市が実施する履行確認等の調査に協力すること。
- (4) 品質及び数量について、安定的に返礼品を供給できること。ただし、数量や期間について、あらかじめ限定して提供するものについては、その範囲内で供給できるものとする。
- (5) 食料品については、発送日から1週間以上の賞味期限が保障されるもの。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。
- (6) 自ら生産・製造したもの以外の場合は、本市の返礼品として提供すること等について生産者・製造者の同意を得ていること。
- (7) 第三者が著作権等の権利を有するキャラクター等を使用する場合は、権利者の許諾を得ていること。
- (8) 役務の提供については、本市内で提供されるものに限る。また、利用にあたっての申請方法等が確立し、寄附者との調整が十分に行える体制が整っていること。また、利用期限のあるサービスについては、利用券・チケット等の発送後、一定期間利用可能なものであること。
- (9) 物品又は役務と交換するための商品券等を返礼品とする場合、原則として交換対象となりうる物品又は役務の提供のすべてが、「3（2）」に示す法令等を遵守し、ふるさと納税返礼品としての基準を満たしていること。また、当該商品券等の転売対策が講じられていること。
- (10) 本市が求める場合に返礼品のサンプルを提供できること。なお、役務（サービス）の場合は、現場での確認ができること（原則として無償提供）。
- (11) 提案する返礼品に関連する各種法令等を遵守していること。

#### 4. 寄附金額の決定

寄附金額は、寄附下限額を5,000円とし、返礼品価格に4を乗じ、100円単位を四捨五入した額を基本とし、本市において設定する。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

#### 5 費用負担

- (1) 送料は、原則として本市が負担する。
- (2) 商品の梱包に係る費用は、返礼品を提供する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）の負担とする。
- (3) 返礼品の設置費用等が別途発生する場合は、その費用は返礼品提供事業者の負担とする。
- (4) 上記の梱包費用及び設置費用は、商品価格に含む。
- (5) 寄附者から、商品の品質等に関する苦情や申入れにより商品回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、返礼品提供事業者の負担とする。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではない。
- (6) 代替品等による補償、交換、その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しない。

## 6. ポータルサイト掲載までの流れ

市への申請書類提出



市での内容審査、総務省での確認



審査結果の通知



業務代行事業者への申込手続き



返礼品情報の登録完了（外部ポータルサイト等の掲載情報）

## 7. 応募方法

### (1) 提出方法

西宮市商工課（vo\_shoukou@nishi.or.jp）にメールにて提出

### (2) 提出書類

- ①登録申請書
- ②誓約書兼同意書
- ③申請案件全ての商品内容（小売価格を含む）がわかる資料
- ④返礼品の画像（ポータルサイト掲載用）及び梱包時の画像 各1枚以上
- ⑤営業許可証の写し（営業許可を必要とする事業を営む事業者等のみ。有効期限内のもの。）

## 8. 返礼品の採用

申請していただいた返礼品については、応募資格や返礼品要件等に基づき選定し、総務省での必要な確認が完了したものを本市の返礼品として採用し、採用された場合は書面により通知する。

## 9. 返礼品の取扱い停止

- (1) 返礼品提供事業者が本市に登録解除を申し出たとき。
- (2) 返礼品提供事業者又は返礼品が募集条件に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により返礼品としてふさわしくないと本市が判断したとき。
- (4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、または中止されたとき。
- (5) 登録内容に虚偽があったとき。
- (6) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (7) 返礼品に関する寄附者からのクレームに対する返礼品提供事業者の対応に重大な不備や懈怠があると本市が判断したとき、又は、同様のクレームが多発するとき。
- (8) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

## 10. 個人情報の保護

- (1) 返礼品提供事業者は、本事業に係る業務を遂行するにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）及び西宮市個人情報保護条例（令和5年条例第18号）のほか、関係法令を遵守すること。
- (2) 寄附者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品送付以外の目的で使用しないこと。
- (3) 上記について、本市から関係書類の提出を求められた場合には、誠意をもって対応すること。

## 11. 損害賠償

返礼品提供事業者において、虚偽の申請、遵守すべき法令等違反、又は契約内容に適合しない返礼品の提供を行う債務不履行等の事由があり、本市に損害（ふるさと納税に係る指定制度の解除等を含む）を与えた場合は、本市は当該返礼品提供事業者に対して、生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

## 12. その他

- (1) ご提出のあった申請書等については、代行業務遂行のため、業務代行業者に提供する。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品の内容変更又は取下げを行うとき、もしくは、生産拠点等に変更があったとき又は返礼品提供事業者の登録を辞退するときは、速やかに本市へ報告する義務を負う。
- (3) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとする。

### 【お問合せ・応募書類提出先】

西宮市産業文化局 産業部 商工課  
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号  
TEL：0798-35-3326  
FAX：0798-35-4045  
E-mail：vo\_shoukou@nishi.or.jp

### 【業務代行業者】

本市では、次の事業者を業務代行業者として指定している。

株式会社さとふる  
〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F  
TEL：03-6895-1883

【参考：(3 (2) 関係)】

平成31年総務省告示第179号における第5条第1項に規定する総務大臣が定める基準第1号から第8号

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。
  - イ 食肉の熟成又は玄米の精白 当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの
  - ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
  - 七の二 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
  - 七の三 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。
    - イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
    - ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）
  - 七の四 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれ

- かに該当するものを共通の返礼品等とするもの
- ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの